

ごみ処理広域化基本計画素案に関する意見と考え方

No.	意見項目	該当ページ	意見内容(一部要約)	検討委員会の考え方
1	廃棄物の発生抑制施策について	10	長野県環境基本計画にある製造段階からの発生抑制対策について、長野広域でも触れて欲しい。具体的な政策がなくとも、検討協議する場を設ける等。	関係市町村の計画に基づき廃棄物の発生抑制や減量施策が行われた後に、どうしても発生してしまう可燃ごみ等の適正処理を行うための「ごみ焼却施設及び最終処分場の設置及び管理」が広域連合の役割であり、そのための施設整備等の基本方針をまとめたものが本計画です。廃棄物の発生抑制・減量を推進することは、重要であると認識していますが、まずは関係市町村が、廃棄物処理法により義務付けられている「一般廃棄物処理計画」により、廃棄物の減量目標を定め、不燃ごみ等も含めた総合的な発生抑制・減量対策を進めることが重要であると考えております。また、関係市町村において取組等についての情報交換を行っております。なお、広域連合として、市町村への支援等を通じて廃棄物の発生抑制に取り組むことを本文へ加えます。
2		10	県・各市町村の計画では、発生抑制・減量を掲げており、広域でも積極的に検討する場を設置し、推進すべきではないか。	
3		10	ごみ減量の要の一つとなる、製造段階からの発生抑制対策について、長野広域でも方針をもってほしい。	
4		10	「3R(スリーアール)」の中で最も重視すべき発生抑制の対策を先送りしていないか。「製造段階でごみになるものをつくらない」ことが最も効果ある方法です。この発生抑制対策の具体化を基本計画に入れることを提案します。例えば、省エネルギーや温暖化対策では大規模事業者にエネルギー使用やCO ₂ 排出の削減と報告の義務を課している。廃棄物についても同様な手法を検討してはどうか。	
5		18	各市町村の分別にならって、できることを進めればよいと思う。布の分別は簡単にできるのではないかと思います。	
6		16	ゴミの資源化と減量はセットである。生ゴミの堆肥化は高山村で実施されており、千曲市でも検討している。生ゴミを堆肥化すれば、家庭からの可燃ゴミは1／4以上減量可能になるので、加盟全市町村に生ゴミの分別収集と堆肥化を提起すべきではないか。	
7		22	高山村は生ごみの分別収集・堆肥化をH11年から実施していて、可燃ごみを4割削減しているという。これを広域全体で実施すれば、焼却対象ごみ量合計356t/日の25％を削減できることになる。こんなに大きな削減可能性は放置しておかず、直ちに検討することを提案します。	
8		24	分別収集の徹底と資源化により、焼却ゴミは半分以下に減量できるのでは。具体的提案が必要と思う。	
9	減量目標について	37	基本計画なのにごみ量削減目標を設定していません。「循環型社会」をめざす削減目標、行程と施策が不可欠ではないか。将来像を見据えた長期・短期の削減目標と、そのための抜本的対策を立てることを提案します。	
10		37	可燃ごみの将来予測によると、H21年約370t/日から、H37年約340t/日になると予測している。これは16年間で約8％減、年率で約0.5％減となる。このペースでいくと40年後のH62年(2050年)で約20％減にしかない。2050年になっても大量焼却を続けることになってしまう。これでは循環型社会にはほど遠いのではないか。将来予測は実績より大幅にペースダウンしてしまっている。2050年での温暖化を2℃上昇に抑えるには、先進国はCO ₂ 排出を80％削減する必要があるという。ごみも同程度の削減目標をたてないと後で悔やむことになるか。(ちなみに、年率4％減だと40年後に80％減になる。)	
11	ごみ量の予測について	37	ごみ量の予測値が図3-5-1に見るように、過去の実績を反映したものになっていない。可燃ゴミは平成37年には300t以下になるのではないか。大きな焼却炉を作るため、減量予測を小さく見積もっているのでは思われる。	30Pの図に示したとおり、ごみ減量・資源化の取組を反映して将来予測を行っています。過去からの増減率を用いた単純な予測手法ではなく、回帰分析手法を用いて予測を行っていますが、過去の実績が予測に反映されていないように見えることについて、本文へ説明を追加します。生ごみの資源化については、現在、生ごみのたい肥化システムが確立されているのは高山村のみであり、他の地域では予測に反映できるほどの実績がありません。36Pの表において原単位が増えているのは、暫定予測の段階で長野市が21年度から行っている剪定枝の分別収集分を先に資源ごみの量に反映してしまったことが原因です。暫定予測の数値を修正します。なお、将来予測は、40Pの表のとおり17年度 435g(可燃433g+剪定枝2g)に対して、22年度426g(399g+27g)、37年度424g(394g+30g)となっています。
12		34	「計画策定の目的」では「ごみ減量・再資源化に対する住民意識の高まり…中略…計画に反映するために見直しを行う」と書いていますが、将来ごみ量(34P)を見ても考慮されていない。減量目標もなく計算するのはおかしい。	
13		37	有料化で10％減とするなら、資源化を入れて、もっと数字は減ると思う。	
14		34	将来のごみ減量、再資源化も考慮していないのがおかしいと思います。たとえば21年度途中から、剪定枝が資源化されましたが、その分資源は増えているのに、可燃ごみ量は減っていない。可燃量に剪定枝分を足すと、平成17年よりも増えていることになっています。生ごみの堆肥化も推進されているのに、将来予測では逆に減ってきている。将来推進しない方針なのでしょいか。	
15		36	どうして排出原単位が増え続けているのですか。17年433g+2g(枝)=435g、22年は432g+27g=460gです。37年でも426g+30g=456g 17年以降まったく減っていない。これは減量どころか、実際の再資源化すら考慮していない予測です。	
16		32	予測方法は「平成20年度以降の景気悪化を考慮」して過去5年間(H15ーH19)の実績から回帰予測に依ったとしていますが、H20、21を考慮しない予測にどれほどの合理性があるのですか。	
17		32	「平成20年度以降の景気悪化を考慮」しては、主観が入り、回帰予測方法の客観性を保証できないと考えます。客観性を担保するためには、例えば、平成元年以降の景気とごみ量の推移の関係資料などが必要と考えます。そのような検討はなされたのでしょうか。	
18		37	有料化効果を10％と仮定することの根拠について教えてください。	

No.	意見項目	該当ページ	意見内容(一部要約)	検討委員会の考え方
19	粗 つ 大 い ご み に	43	「可燃粗大ゴミ」はいつから焼却対象とされたのですか。各市町村等のリサイクル施設から出される可燃残さ、不燃残さについても一度も説明がありませんでした。	平成12年3月に本計画が策定された時点で、すでに粗大ごみ、可燃残さ、不燃残さの処理は明記されています。
20		44	可燃性粗大ごみについて破碎処理施設を広域施設内に整備するとありますが、焼却施設・灰溶融施設と粗大ゴミ破碎施設も建設するということですか。	焼却炉に投入する前処理として設備が必要です。大きな建物を造るような誤解を招く恐れがあるため「設備」に修正します。
21	財 政 計 画 ・ 市 町 村 負 担 に つ	45	財政計画には、施設の維持管理費の見通しも必要ではないか。	施設の維持管理費は、管理運営方式により大きく変動するものと考えているため、財政計画には含んでいません。参考として公設公営の場合の維持管理経費について資料編に掲載します。
22		45	建設関連の事業費合計は346億円とある。しかし、この他に運営維持費や用地費が必要なのに、その計画がない。施設の耐用年数を考慮したライフサイクルでの総費用と年間負担額はどれくらいになるのか。現行の市町村別処理では年負担額は合計約55億円で、一般会計の2.5%を占めているが、これとの比較で広域方式になるとどうなるのか。また、一般会計に対するごみ処理経費の割合は平均では2.5%だが、市町村によって1%から3%まで差がある。少ない費用で適正処理できる方法があるなら大いに見習うべきと思うが、どんな検討比較をしたのか。	関係市町村のごみ処理経費については、収集運搬経費や既存のごみ処理施設の補修費等も含まれており、内容も市町村により異なることから単純に比較検討することはできませんが、各市町村がごみ処理施設をそれぞれ整備するより、広域処理が優位であることは明らかです。
23		59	市町村への負担配分については、建設費(用地費を含む)の10%は人口割、90%はごみ量割とし、減量努力を奨励している。しかし、管理運営費については「ごみ量割も考慮した負担割合」とし言葉を濁している。建設費と同様の、減量努力を励ます配分方法では不都合なのか。こうした検討を行い、その結果を追記することを提案します。	管理運営費にごみ量割を取り入れるにあたり、関係市町村間で別途協議中です。
24	ご み 処 理 を 広 域 で 行 う こ と に つ い て	42	平成17年より新たな交付金が創設されたが、長野広域としてこの問題を当然協議したと思うので、内容を記述すべき。人口5万人以上の自治体では単独処理可能となったはず。広域処理からの脱退を希望する自治体への対応など。	ごみ処理の広域化により、一定規模以上の施設で連続運転を行うことで、安定燃焼が確保され、ダイオキシン類の発生を低減させることができる他、処理コストの削減や焼却に伴う熱エネルギーの回収を効率良くできる等のメリットがあり、関係市町村は、ごみ処理の広域化を推進することと一致しています。循環型社会形成推進交付金は人口5万人以上又は面積400km ² 以上の自治体が対象です。広域連合管内でこれを満たすことができる自治体は長野市、須坂市、千曲市のみであり、他の町村は、単独では要件を満たすことができません。なお、計画は、ダイオキシン類等の排出削減、財政負担、本広域連合の地形、集約化の過渡期等を考慮して、焼却施設2施設、最終処分場1施設を整備するとしているものです。
25		42	平成17年の交付金制度の改正で、人口5万人以上の自治体では単独設置可能となったが、このことを論議してこの計画案となったのか不明確、検討していないのなら再検討が必要。	
26		42	平成17年より新たな交付金が創設され、人口5万人以上の自治体では単独処理が可能になった。希望すれば、広域処理からの脱退は可能はず。大型一極処理のメリットばかり強調されているが、デメリットもきちんと考慮し、明記すべきだ。万一事故が起きた時の対応など明記して欲しい。広域処理が長野広域内の市町村にとって一番メリットがあると構想された当時と現時点では社会状況が大きく変わっている。始めに広域ありきでなく、広域処理方式の見直しと、小規模分散型処理の検討を提案する。	
27		43	平成11年に広域化計画を策定されてから、技術的に進歩したとある。10年を経過し、広域で大規模集中するのではなく、ごみマイレージや災害時のことも考慮し、小規模分散も検討すべきと思う。	
28		43	環境負荷が少なく、災害時に利用可能な施設であることが前提条件です。そのためには、焼却施設を小規模(100t/日程度)にして、分散化(3～4か所)して建設することを提案します。	
29		43	広域処理方式の見直し、小規模分散型処理の検討 ごみ処理システムを広域処理としています。しかし、広域処理は、市民に見えない所で大量一括処理することになり、市民の当事者意識を希薄にし、ごみ削減・再資源化に逆行する結果をもたらすのでないか。 逆に、小規模分散型はごみ処理のいわば「地産地消」で、「利便と負担」を市民に近い場所で行うことにより参加意欲を高め、ごみ削減・再資源化に有効に作用するものと思う。広域処理による交付金や施設のスケールメリットも大事だが、ゼロ・エミッション達成にマイナスになるような方式は避けるべきです。循環型社会達成にどちらが有効かという視点が必要です。 広域処理の方針を決めたのはH11年頃であり、この間に技術も制度も大きく変わっています。広域処理方式と小規模分散処理方式の比較検討を再度行うことを提案します。	
30	焼却施設の建設候補地について	45	A焼却施設候補地の大豆島では、県技術評価委員会から指摘があったにもかかわらず、住民意見を聞かないで、「建設が前提ではありません」と繰り返し、環境影響評価を実施しています。「26年度中に稼動するため、早期に同意を得られるよう努める」と言うのは、建設が前提の調査であり、大豆島以外に建設地を考える意志がないということでしょうか。	長野市が松岡2丁目を建設候補地として選定し、平成17年11月に大豆島地区、松岡区へ建設受入の申入れを行っておりますことから、松岡2丁目を建設候補地としているものです。また、環境影響評価についても地元のご了解のもと実施させていただいているものです。

No.	意見項目	該当ページ	意見内容(一部要約)	検討委員会の考え方
31	災害時の対応について	46	災害ごみを考慮する視点は重要と思いますが、これまでの広域計画にこの視点がなかった理由はなぜですか。	これまで広域連合管内のごみ量は予定している施設規模を上回っていたことから、災害ごみは近隣の自治体との相互協力を検討するとしてきました。
32		46	災害時における対応を考慮するならば、災害で焼却施設が使えなくなる可能性もあるので、大規模なものを作るよりも、小規模なものをいくつか作っておいた方が安心ではないのか。 焼却能力にゆとりを持たせた場合、ごみが足りなくなってしまう、炉の温度を維持することが困難になる危険性はないのか。	最新の予測において、ようやくごみ量が施設規模を下回る見込みとなったことから災害ごみの処理について検討を行ったものです。 なお、焼却施設は複数の炉で構成されますので、ごみ量に応じた管理が可能です。
33		46	災害を想定して巨大にしておくと言いますが、市の防災ガイドブックによると、屋代に建設しようとしている地区は2m～5mの浸水地区であり、災害時に機能を果たせない事態が生じることがあるのではないのでしょうか。	焼却施設の基本方針において、災害に強い施設とすることにしておりますが、施設の機能が果たせない状況下においては、近隣自治体等と相互協力により対応せざるを得ないと考えております。
34		46	大豆島に建設するとすれば、ハザードマップでは水没地域に囲まれているため、災害時分の処理量を増やすより、他で処理することを検討した方がいいと思います。	
35		46	大豆島地区は洪水リスクの大きい地域であり、建設地として不適と考えます。今回、災害ごみの視点が新たに加わったように、候補地選定も新たな視点で再考すべきと考えますがいかがですか。	
36		46	災害時には、想定以上の収集車が集中すると思います。その際の、環境負荷(1日当たりの収集車台数)や道路交通への影響はどのように算定されていますか。	災害時には、関係市町村においてストックヤードを設けるなどして、収集・分別等を行ったのちに搬入するなどの対策が必要と考えています。 本計画において交通への影響を算定する予定はありません。
37		47	平成21年度千曲市でのごみ量はH15年度より20%減って、37.14t/日となっています。徳島県上勝町のように、生ごみを各家庭で処理すれば、22t/日になります。100t/日は、隣の上田市等に災害が生じた場合のために大きくしておくのだと思っていましたが、今回の資料では、千曲市、長野市での災害の場合を考えるととなっていますが、どうしてですか。	広域管内のごみを2カ所に分散して処理することから、過去の災害の記録がある長野市、須坂市、千曲市等のデータを使い必要規模を算定したものです。
38	施設規模について	46	施設を巨大化すればする程問題が生じ、将来、焼却内容物にも問題が発生するおそれが出てくると思います。 千曲市の努力目標20t/日として今後どうするか考えていくべきで、残り80t/日をどこから運んで来て何を燃やされるのかわからない状況になるのは、たまったものではないと思います。100t/日で推進することに反対します。	本計画は、関係市町村がそれぞれ応分の負担をして、協力し合ってごみ処理施設を整備するものであり、千曲市へ建設を予定してるB焼却施設へは、千曲市、坂城町を中心として一部、長野市のごみを搬入する予定です。焼却対象ごみは、現在、葛尾組合で処理されているものと同様の一般廃棄物です。 その量は日量約70t程度となり、そこから算定される必要な施設規模が約97tとなることから、約100トンで整備する計画としたものです。
39		46	施設の内容や規模の決定は、ごみ有料化の効果や景気動向を見定めるために、今後、数年程度の時間をかけて慎重に行うべきです。	施設規模等の決定は慎重に行ってまいりますが、いずれの既存焼却施設も老朽化が著しいことから、早急に新しい施設を建設する必要があります。
40	い搬収に集つ運	44	ごみ搬入車両の集中を避けることは、環境対策CO ₂ の削減にとって必要です。 発電効率を上げるために施設を大型化し、収集車両を広域中から集中化させた場合と100t/日程度の施設を広域圏の数箇所に設置した場合について車両による環境負荷はどの程度違ってくるでしょうか。	収集運搬効率も考慮した設置場所選定を行っており、収集運搬段階でのCO ₂ 排出削減に寄与できると考えています。なお、A焼却施設の高効率発電等施設側でのCO ₂ の削減に努めます。

No.	意見項目	該当ページ	意見内容(一部要約)	検討委員会の考え方
41	溶融スラグ等、埋立物の安全性について	42	「溶融スラグは全国的に8割が有効利用されている」とありますが、「利用率は約22%とまだ低い」「埋め立て処分場に地盤改良工事名目で埋められる」との情報があります。現在の計画では、最終処分場に埋め立てる溶融スラグの量は焼却場から出た量の半分と聞いていますが、現実には計画以上の埋め立てが必要になると考えられます。	JISの基準に適合したスラグは、土木資材として利用することが可能なため、広域管内で積極的に利用を図ってまいります。
42		43,52	最終処分場に埋立予定の「溶融飛灰処理物」には、鉛、カドミウムなどの有害な金属が高濃度に含まれています。また、その安定化のためのキレート処理については埋立処分後の長期的な安定性を疑問視する研究報告があり、これを埋立処分することは、地元住民として受け入れることはできません。一方で、溶融飛灰に含まれるそれらの金属及びレアメタルについては山元還元及び湿式による回収技術の開発が進んでおり、溶融飛灰(飛灰)は「一部」ではなく「全てを」資源化することが適切であると考えます。	溶融飛灰の積極的な資源化について検討を進めてまいります。
43		52	溶融スラグ(有効利用できないスラグ)・溶融飛灰処理物の山元還元を進めるべきである。計画は埋立ありきで考えている。資源再活用としての可能性をもっと考えるべきである。重金属類の量は膨大資源価値が有る。環境的、技術的に不可能であれば可能になるまでの保管設備設置を検討すべきと思う。	溶融飛灰の資源化には、受入体制やコスト等を含めさらに詳細な検討が必要と考えています。今後の参考とさせていただきます。
44		52	スラグの有効利用を積極的に進めるより、安全性を見極めてからにしてほしい。	
45		52・54	スラグについて再利用されると言いますが、焼却場でのスラグ固化もまだ未熟で、時がたち風化した時、大きな問題として出てくるのではないのでしょうか。安易にリサイクルできると宣伝しすぎると思います。	国が定めた管理型最終処分場の埋立基準に適合しないものは埋立てすることができません。
46		57	「有効利用できないスラグ」とは利用先が少なく残ってしまった物のみか。規格外等で安全性に不安があるスラグも含まれる可能性はないのだろうか。不安である。	スラグには埋立基準と別に土木資材等として使用するためのJIS規格が定められていますが、埋立基準に適合した利用されなかったスラグは埋立ます。
47		56	岐阜県可児市にある「ささゆりクリーンパーク」では、「最終処分場へは溶融スラグしか入れない」という地元住民との合意があるとのこと。有害重金属が高濃度で含まれる溶融飛灰処理物(飛灰処理物)の埋立処分は、処分場の廃止後に鉛等の溶出の危険度が増大すると考えられ、本素案の最終処分場の基本方針である「周辺環境の保全に努めた最終処分場」及び「安全に配慮した最終処分場」に反するものと考えます。	溶融飛灰は国が定めた方法により処理を行い、基準に適合したものを埋立てます。
48		57	最終処分場の埋め立て物は、有効利用できない物・危険物も埋めると想定され、有毒物質の溶出や環境汚染が懸念され、有毒物質の搬入には反対する。 ① 溶融スラグ(有効利用できないスラグ)＝JIS規格に合格しない物質を含んでいると推定される。 ② 溶融飛灰処理物＝高温で気化したカドミウム等の有毒物質の混在が考えられる。 ③ その他溶融不適物とは何か、明確に示してほしい。また、焼却そのほかの処理でも処理できない危険物質があるのではと考えられ、このようなゴミの搬入は不適切である	国が定めた管理型最終処分場の埋立基準に適合しないものは埋立てすることができません。 スラグには埋立基準と別に土木資材等として使用するためのJIS規格が定められていますが、埋立基準に適合した利用されなかったスラグは埋立ます。 溶融飛灰は国が定めた方法により処理を行い、基準に適合したものを埋立てます。
49		57	埋立対象物の、その他溶融不適物は、その内容を明示すべき。	なお、溶融不適物とは、可燃ごみに混入して焼却された石、ガラス、せともの等、溶融することが不適当な物です。
50		57	埋立対象物の溶融不適物とは何か、具体的に示してほしい。	
51		54	溶融スラグの有効利用に不透明さが指摘されています。 「溶融に頼らない別の手法も検討」とあります。 そのために施設計画の決定には、今後、数年程度の十分な時間をかけるべきと考えますがいかがですか。	溶融によらない灰の処理については、受入施設の体制、輸送・処理コスト等様々な要素があり、また、現在、各市町村において灰の資源化を行っていないこともあり、慎重に検討を行う必要があると考えています。一方で、既存焼却施設は老朽化が著しく、早急な施設整備が必要です。
52		54	「焼却灰及び飛灰の資源化について溶融によらない手法の検討も新たに進める予定である」とのことですが、どのようなスケジュールで進めるのかを示していただきたい。 また、現在の計画では、「溶融飛灰処理物(飛灰処理物)」は最終処分場に15年間で何トン埋め立てるのか、その中に鉛、亜鉛、銅、カドミウム、レアメタルは何トン入るのか、その市場価値はどの程度と考えられるのか、その推定量を示して頂きたい。 これら金属類の回収(資源化)については、長野広域が民間と協力して事業化の検討を行ってはどうか。	焼却灰及び飛灰の資源化方法については、施設建設の発注までに決定します。 今回の見直しによるごみ量予測からは、「溶融飛灰処理物(飛灰処理物)」のうち、溶融飛灰処理物は15年間で20,000トン程度、飛灰処理物は40,000トン程度と予測されます。鉛、亜鉛、銅、カドミウム、レアメタルの含有量は、ごみによってばらつきがあるため、推測することは困難です。 これら金属類の回収(資源化)については、金属類の売却価格より多くの費用が前処理等にかかることから、現時点では事業化は難しいと考えられますが、今後の金属類回収技術の進歩や、金属類の市場価値の動向を踏まえ、溶融飛灰の処理方法を検討していきます。
53		57	長野広域連合「ごみ処理施設整備計画等専門委員会」の先生の中には、「溶融飛灰は・・埋立処分ではなく・・山元還元が望ましい」、「埋立廃棄物の質が・・有機物主体へと変遷し、自然界で分解できない物質の含有割合が増加している」との報告をされている方がおられますが、最終処分場の埋立対象物の中で「溶融飛灰処理物(飛灰処理物)」の量が最も多いことについてどのような見解をお持ちであるかをお聞かせください。	焼却時の排ガス処理のため消石灰等の薬剤の添加により、溶融飛灰処理物の量が多くなっているものです。

No.	意見項目	該当ページ	意見内容(一部要約)	検討委員会の考え方
54	最終処分場の安全性について	56	既存資料、現地調査において、選定条件に合致しない除外すべき場所である。須坂市選定の絞り込み過程は専門家を交えた立地場所の科学的な検証がされておらず、候補地選定に問題が有る。米子選定時に須高地区候補地選定委員は多方面の有識者が集まって「公正公平」「科学的客観的」に評価するために不可欠と考えて設置したのではなかったか。選定委を再招集し行政内評価に対し意見交換、再評価するべきです。 ■悪い環境条件 1、土砂災害特別警戒区域に挟まれている 2、土砂災害警戒区域が4つ重なっている 3、崩壊地形であり、周辺では過去に大きな山崩れも起きている 4、地下水が豊富に湧き出ている。 5、農水省指定地すべり指定がある。(軟弱地盤) 6、集落上部(候補地から数十メートル)に土砂災害対策工事が必要 砂防ダムの建設が予定されている。 7、山地災害危険地区、「山腹崩壊危険地区ランクA」である。 8、地域の水源、須坂市の水源でもある。 9、集落(15件)が数十メートルに隣接している。	建設候補地は、広域連合が示した最終処分場の基本方針に基づき、関係市村において候補地を選定されたものと理解しています。 広域連合では、建設候補地の適性等を判断するため、基礎調査を進めています。
55		56	現在の最終処分場の候補地は、「(3)最終処分場の基本方針」に照らしてみると不適地と判断されるので、他の場所を検討すべきである。	
56		56	須坂市の考え方は「災害に強い施設」としています。しかし、多くの悪条件を踏まえると、あの場所への建設は、防災面の保持、安全基準を満たす為の技術手法は一般的な建設より余計な建設費用がかかり、建設予算が増大し不合理的ではないか。 予算の増大、手抜き工事を誘発する可能性が高い。	
57		56	現在の候補地は、最終処分場の基本方針に反する。安全に配慮した最終処分場とならないこと明白である。現候補地に固執するのであれば、安全に配慮した最終処分場の項を削除すべきと思う。	
58		56,57	最終処分場の建設候補地は「最終処分場の基本方針」の中の「安全に配慮した最終処分場――災害の危険性が高い場所への設置は避け・・・」という方針と矛盾していないか。この候補地は土砂災害警戒区域であり、山腹崩壊地域Aランクである。ここに建設することは「法律違反」ではないにしても、誰が見ても「災害の危険性の高い場所」に該当するのではないか。また、環境保全対策の項では「万一、遮水シートの破損が発見された場合には、速やかに修復できるような対策を講じる」とある。「速やかに修復」といっても数時間で修復できる訳ではない。10m以上もある埋立物を掘削し取り払って修復するとすれば、何カ月もかかることもあろう。その間、有害物質が地下水を汚染し続けることになる。下流側1km以内にある保育園・小学校ほか住居に影響が及ぶ可能性は十分ある。この点でも「危険性が高い場所」に該当するのではないか。 そもそも候補地は、外部識者・専門家、住民を含む第3者選定委員会に諮問して選定することにしていたにもかかわらず、途中で方針変更して担当行政が単独判断でこの候補地を選定している。当初方針通り、第3者選定委員会にて選定し直すことを提案します。	
59		56,57	災害の危険性が高い場所への設置は避け…とありますが、 現在、候補地となっている 須坂市大字亀倉字栗毛、左方(仁礼旧土取場)は、明らかに「(3)最終処分場の基本方針」に反するものである。 須坂市、高山村の責任において候補地選定をしているが、長野広域の基本方針を踏まえた候補地選定だったのか疑問が残る。 米子候補地の断念以前は有識者による適地選定委員会にて選定。 米子候補地断念後は行政内のプロジェクトチームによって、専門家も参加せずに候補地選定を行っている。 しかも、米子候補地を選定したときの33箇所の中に現候補地は入っておらず「市民村民からの提案があった」とされており、科学的な検証はされていない。 その選定過程で須坂市は農水省の地すべり危険区域の指定を受けていることを知りながら候補地を選定していることは問題である。 12月の市議会全員協議会で、元適地選定委員をしていた議員が「現候補は絞込みで除外になると思う。そのプロセスや過程からすれば違和感がある。」と発言している。 候補地選定の不透明で強引な進め方が行政への信頼を失うこととなり、事故があった場合の責任の所在が不明慮になる心配もある。 事故が大きな被害とならない場所を選ぶことが行政の責任であり、「安心・安全」の第一歩と考えます。 そのようなことから、もう一度「公正・公平」に適地選定委員会を設置し、「安心・安全」を第一と考えた候補地選定の見直しを提案いたします。	
60		57	建設候補地は「安全に配慮した最終処分場」とは相いれない地域であり、候補地として掲載することは不適当である。	
61		57	最終処分場の建設候補地は土砂災害警戒区域であり、山腹崩壊Aランクでもある。誰が見ても「災害の危険性の高い」場所である。例えば法律に違反しないとしても「安全に配慮した最終処分場、災害の危険性の高い場所の設置は避ける」という基本方針からは程遠い決定である。住民の安全を第一に考える立場から、現候補地を最終処分場の候補地から除外することを提案する。	
62		56	貴重な動植物との調和がとれた・・・とありますが、下流には鮎川が流れており、鮎をはじめ、ホタルが生息する清らかな水が流れています。その上流域に最終処分場を作り、人工的に処理した浸出水を放流するということは間違いなく自然を壊し、生態系を崩すものと思われます。また、予定地の地形、地質、歴史上の出来事から考えても、決して安全な場所とは理解できません。再度選定しなおす必要性を強く感じます。後世に汚点を残さないでください。	
63		57	水質の保全の中で、万一、遮水シートの破損が発見された場合には、修復できるよう対策を講じるとあるが、対策の内容を明示すべき。	漏水検知システム等によるモニタリングにより、早期に発見し、修復することが可能です。
64		57	遮水シートの耐用年数はどれくらいあるのか。細心の注意を払ったとしても、何十年も持つとは思えない。各地の処分場でも事故が起きているので不安である。	遮水シートの破損事故の多くは、重機等による破損が原因とされており、シートの劣化が原因ではありません。 遮水シートの耐用年数は十分あるものと理解しています。

No.	意見項目	該当ページ	意見内容(一部要約)	検討委員会の考え方
65	施設運営について	60	処理施設の運営について、民間は利潤を求めるものです。生活者にとって、もっとも重要視してほしい安全面より効率優先にしてほしくない。お金をかけても安全対策を重視してほしいので、民間事業者が行うことは大きな不安があります。	今後の参考とさせていただきます。
66	その他	-	高齢者には読解はむずかしいので、地元で説明会を開催して欲しいです。	ご意見があったことを今後の参考とさせていただきます。
67		-	今回出された意見・提案について、今後の検討委員会においてどのような議論が行われたのか、その詳細をまとめた議事録の公開を求めます。	検討委員会は、これまでも公開で議論を進めてきました。また、会議資料、議事録概要も広域連合ホームページで公開しています。
68		-	環境影響評価現況調査結果説明会に出席したのですが出席者数を教えて下さい。一回ですむ話をなぜ大豆島、松岡の2回に分け行ったのか教えて下さい。	A焼却施設の環境影響評価の実施については、松岡区、大豆島地区それぞれからご了解をいただいておりますことから、両地区で開催させていただきました。出席者は両日あわせて70名です。